

山添村

第 1 号

平成26年7月1日発行

発行 山添村農業委員会

編集 農業委員会編集委員

電話 85-0048

農業委員会だより



未来を担う子どもたち-守ろう地域の宝物

主な内容

会長あいさつ	1 頁
意見交換会	1 頁
ご存じですか? 「人・農地プラン」	2 頁
農地パトロール	3 頁

会長あいさつ

山添村農業委員会 会長 井岡 正守

梅雨明けが待ち遠しいこの頃です。

農家の皆様には農作業で毎日お忙しい日々をお過ごしのこととお察し申し上げます。

日頃は何かと農業委員会にご協力いただいておりますこと厚く感謝申し上げます。

過去三十年前は曲がり角に來た農業と騒がれつつ今日に至りましたが、現在さらに崖淵の農業となつて参りました。販売物価格の低迷、肥料、農薬又農業資材の高騰、農業に対し逆風が吹いております。

今回も国等で取り上げられております規制改革会議（WG）の意見が問題視され農業改革の中でも企業の農業参入、農業委員会の公選制の廃止等に求めた規制改革、T P P（環太平洋連携協定）等、今日農業を取り巻く環境は本当に苦しいものです。

私達農業委員もその厳しい中、農業振興のため微力ながら農家の皆様のお力になるよう頑張っております。

さて、今回委員の方々の発想により「農業委員会だより」を発刊させていただくことになりました。少しでも農家の方にお役にたてばと考えています。今後共、農業委員会へのご協力を賜りますこと、お願い申し上げます。発刊の挨拶とさせていただきます。

意見交換会

昨年、大字の農業の現状や日頃の思いについて意見交換会を実施しました。

その概要を綴ってみます。

どこの大字も現状は似ていますが、組織（あるいは結び・講・絆）に多少の違いがあるようです。

出てくる言葉は人口（戸数）減少、高齢化、担い手減少、荒廃地・遊休農地の増加、（茶業）農家数減少、鳥獣害の増加、儲からない農業と負の意見が多く出ました。

前向きな事例としては、勝原集落営農組合の誕生（他に大字によっては農機の共同使用有）、人・農地プランの取り組みが十一地区（十三ヶ大字）の集落で始まりました。今後、花香房、紡ぎの会、山添わさびの会、農家民宿、さらには山添村観光協会の活動等が起爆剤（あるいは牽引役）となりプラス方向に進展することを期待し

たい。

作付けでは時代・生活様式の変化を先取りし対応を、販売では委託販売以外に自身での積極的な売り込みや通販も取り入れることが必要と思われる。さらに活力ある農村とするにはUターン・定年帰農・Iターン・新規就農者をもとめるとともに、これらを積極的に受け入れる環境も必要である。

以上のような意見がかわされました。

（中西喜徳委員）



ご存じですか？

「人・農地プラン」

一村では、農地の荒廃防止を目的として二年前から「人・農地プラン」の作成推進に力を注がれています。

農業委員は、この「プラン」作成の中核となつて話し合いに参加すると共に、行政と大字のパイプ役として頑張っております。

○ 就業者の高齢化

○ 後継者の不足

○ 機械化する程の規模でもない

「三年後、五年後、十年後、我家の田や畑はどうなってしまうんやろ・・・？」

こうした不安は大半の家庭でお持ちの事と思われまます。

毎月の委員会で実施している意見交換会でも必ず発せられたのが、地元における後継者不足による休耕・荒地問題でした。

このままでは、水田や茶畑は荒廃してしまいます。

そこで、各大字の中で熱心に農業を営んでおられる「認定農業者」「青年就農者」「専業農家」

等々に声をかけ行政の指導、助言を得て

◎現在の農地利用状況

◎プランの適用範囲

(ほ場整備済水田、茶畑等)

◎各戸の就業可能年数の推測及び後継者の有無

◎農機具の保有状況

等々を把握しながら、数回の会合を持つて将来像を話し合っていたいただきました。

出来る人が出来ない人のカバーをすると言う基本姿勢は変わりませんが、「共通理解」の上になつてと言う強みを生かして各大字独自のプランが作成され、運用されているようです。

全村的にこのプランが作成されることにより、各戸の不安解消と荒廃化の防止に大きな成果を得るものと期待するものです。

なお、現段階で同プラン作成済の大字は次のとおりです。

○ 十一地区(十三ヶ大字)

岩屋、的野、毛原、切幡、伏拝、

北野、勝原、遅瀬、春日、広代、

室津・松尾・桐山

(溝井一典委員)



農地に関する権利移動や転用する場合は農地法の許可が必要です。

農地に関する権利移動や転用する場合は農地法の許可が必要です

農地を売買・貸し借りする場合や、植林・住宅用地・駐車場・資材置場・倉庫など農地以外の用途に変更するときは、農業委員会の許可が必要です。

◇ 農地を耕作目的で売買や貸し借りする場合 (農地法第3条申請)

◇ 農地を転用する場合 (農地法第4条・5条申請)

農地パトロール

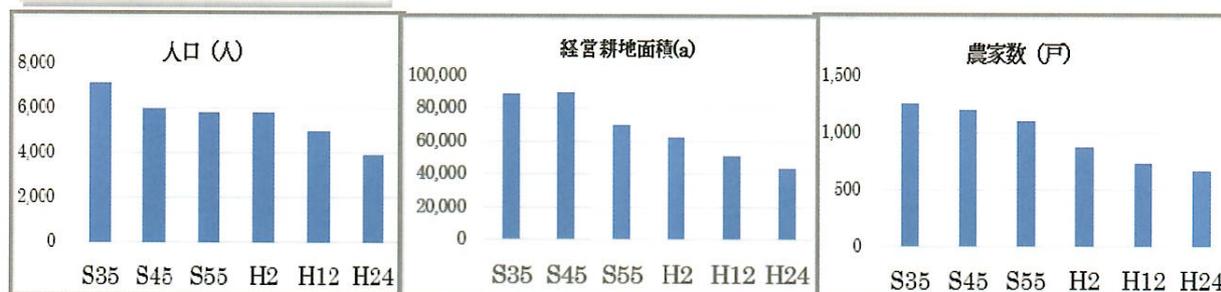
農業委員会では、農地利用の総点検として毎年十一月から十二月に農地パトロールを村内全地区で実施しています。遊休農地、無断転用や違反転用の発見と農地が適切に耕作されているかの確認のため重要です。平成二十三年度、二十四年度は事務局と委員が担当地区を調査、二十五年度には近隣地区を事務局と担当委員が合同で農地パトロールを実施しました。これにより、担当地区以外の現況を知ることが出来、大変有意義でした。

鳥獣害や高齢のため、耕作できない遊休農地が増えつつある現状を憂う一方で、若い担い手や新規就農者の手で、遊休農地解消、復元の努力がなされている事を知る機会になりました。放置された農地が近隣の農地や住民の迷惑にならないよう、今後の農地集積、担い手の育成等に、農地パトロールの調査結果が役立つことを願います。

(北村明美委員)



山添村の移り変わり



資料：奈良県統計年鑑

「農業委員会」は現在 選挙で選ばれた17人、議会、農協、共済組合、土地改良区から推薦された6人、計23人の委員で組織されています。

編集後記

「農業委員会・農業委員ってどんな仕事してるの?」という言葉聞き、少しでも日々の活動についてお知らせできたら、という思いで、今回はじめて広報を作ることになりました。

これからの農業・みなさんの農地を守っていくために、少しでもお役に立てる、また、農業を活性化・発展できるような情報をお届けできたらと思っています。(K)